

豊明市社宅整備支度援補助金交付制度

新たに賃貸契約・建築・売買で市内に従業員用住居を取得した事業者には、費用の一部を助成します

1 補助金の上限

補助対象額 1戸あたり10万円を上限

(1事業者で1年度 最大100万円まで) 予算額に達した時点で終了

2 補助対象の主な要件

補助対象者

- ① 法人格を有し、市内に事業所がある団体。ただし、国及び地方公共団体、関係機関は除く。
- ② 国税及び事業所等が所在する自治体において納付すべき地方税を滞納していないこと。
- ③ 市の他の補助金の交付を受けていないこと。

補助金対象社宅

- ① 補助対象社宅は、補助対象者が新たに賃貸若しくは取得した物件であること。
(ただし、当該月の初日以外の日から従業員が居住した場合は、当該月の翌月初日から対象とする。)
- ② 補助対象社宅に市外から転入した従業員が、当該社宅に住民登録した後、最初に到来する1月1日に居住していること。

補助対象経費

- ① 社宅を賃借する場合
補助事業施行期間に事業者が負担した賃借に要する家賃、共益費
- ② 社宅を取得する場合
取得に要する費用(土地及び減価償却資産に要する費用、租税公課は除く。)

3 申請の流れ

